

豊監公表第9号

令和4年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市長より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年(2023年)8月10日

豊中市監査委員 岸本康孝

同 清水聖子

同 石原準司

同 中岡裕晶

令和5年(2023年) 7月 20日

豊中市監査委員 様

豊中市長 長内 繁樹

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和4年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講 じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和5年2月22日)

対象となった 部局	指摘事項	講じた措置の内容
課・施設の名称		
都市基盤部	備品の管理について	備品返納処理を行った。
基盤整備課	備品台帳に記載されている備品	
	について試査を行ったところ、	
	プリンターが廃棄されているの	
	に、その手続きがされていなか	
	った。	